

藤沢市電気自動車導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内の電気自動車の普及推進を図るため、事業者や市民が市内を使用の本拠とする電気自動車を導入する事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は各号に定めるところによる。

- (1) リース事業者 個人又は事業者にリースをする業者
- (2) 電気自動車 補助を受けられる電気自動車とは、搭載されたリチウムイオン電池によって駆動され、電動機を原動機とする四輪以上の検査済自動車(道路運送車両法第58条による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものであり、かつ、国から補助金を受けられる車両をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱において、補助金の交付を受けられることのできるものは、自ら使用する目的で電気自動車を導入するもの(リース事業者を除く)で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 個人の場合は、市内に1年以上在住する市民であること。
- (2) 事業者(リース事業者を除く)の場合は、市内に1年以上事業所又は事務所を有すること。
- (3) 市内に保管場所があること。
- (4) 導入する電気自動車は新規登録車両であること。
- (5) リース事業者については、市内に保管場所がある個人又は事業者にリースする場合であり、補助金相当額が使用者の月々の使用料に還元されること。
- (6) 車両賃貸借については、運送事業者用車両は3年以上、自家用車両にあつては4年以上の契約であること。
- (7) 申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる車両であること。
- (8) 市税に滞納がないこと。(リースの場合、リース先の個人又は事業者を対象とする)
- (9) 電気自動車導入後、使用状況の調査等に協力ができること。

(制限)

第4条 補助の対象となる電気自動車は、個人は1世帯1台とし、事業者(リースの場合、リース先の個人又は事業者)においては、同年度1台とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象電気自動車一台あたり100,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業が完了する日の属する年度の2月末日(当日が、土曜日又は日曜日の場合は、翌開庁日)までに、藤沢市電気自動車導入補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる必

要書類を添えて対象電気自動車の登録前に市長に提出しなければならない。

- (1) 購入又はリースする電気自動車の申請者宛の見積書の写し
 - (2) リース事業者においては、リースする相手先が記載の当該補助金がリース料に反映された見積書及び貸与料金の算定根拠明細書の写し
 - (3) 個人の場合は住民票（3月以内のもの）、法人の場合は法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は前年の確定申告の写し又はそれに代わる証明。なお、リース事業者においては、リースする相手先のものを含む。
 - (4) 導入する電気自動車の保管場所の案内図、位置図及び現況写真
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- （交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市電気自動車導入補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、申請書に記載された補助事業の内容について変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市電気自動車導入補助事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に変更内容が確認できる書類を添付し市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更承認の申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市電気自動車導入補助事業計画変更・中止承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の完了）

第9条 補助事業者及びリース事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに、藤沢市電気自動車導入補助事業完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 申請者宛の領収書の写し
- (3) リース事業者においては、リースする相手先記載の契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の支払）

第10条 補助事業者は、前条に規定する藤沢市電気自動車導入事業完了届を提出後速やかに、藤沢市電気自動車導入補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(5) 市長の指示に違反した場合

2 前項の規定は、補助金交付後においても適用するものとし、当該補助金の交付決定を取消したときは、藤沢市電気自動車導入補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により個人又は事業者及びリース事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、藤沢市電気自動車導入補助金返還命令書（第8号様式）に記載のある期限内に個人又は事業者若しくはリース事業者は、当該補助金を市長に返納しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど適正に管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、運送事業者用車両は3年、自家用車両であっては4年を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、賃貸借解約又は担保に供してはならない。

3 前項に規定する義務を履行できない場合は、当該補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額（100円未満切り捨て）を返納しなければならない。なお、1月に満たない使用月については使用月に含めないものとする。

4 補助事業者は、第2項に規定する承認を受けようとするときは、藤沢市電気自動車処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項に規定する処分承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市電気自動車処分承認通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（帳簿の保存義務）

第14条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、平成26年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(検 討)

2 市長は、平成29年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

2 第6条ただし書の規定は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。